

「国籍法の一部を改正する法律案」に「DNA 鑑定制度導入を明記する修正案」の提出に向け、アクションを起こします。

新党日本代表 参議院議員 田中康夫

第七十回臨時国会に提出され、衆議院を通過した「国籍法の一部を改正する法律案」には、重大な瑕疵が含まれています。

この法律案（以下、同法案）は、本年 6 月 4 日の最高裁判所大法廷に於ける「違憲」判決※を受けて、父母が婚姻していない子にも届出に拠る日本国籍の取得を可能とするものです。

しかし、法律の狭間に追い遣られた罪無き子供を救済すべし、と立法化を図った筈にも拘らず、看過し得ぬ瑕疵を内包していたが故に、他方で新たに、罪無き子供を奈落の底へと突き落とす蓋然性が極めて高いのです。

当初から、偽装認知奨励法案に他ならぬと懸念されていた同法案は、人身売買促進法案、乃至は小児性愛黙認法案と呼び得る危険性を孕んでいます。

即ち同法案の成立は、桑田佳祐氏が音楽を担当し、宮崎あおい、江口洋介、妻木木聡の各氏らが出演し、今年 8 月に公開された映画『闇の子供たち』が提起した、東南アジアを中心とする子供達を小児性愛（ペドフィリア pedophilia）の被害者・犠牲者へと貶める、憂慮すべき事態を助長し兼ねません。

既に欧州では 11 カ国で実施されている DNA 鑑定制度の導入を、現在、参議院で審議中の同法案に明記すべきと考えます。

一度、閣議決定の手続を踏んだ事柄として、至らなさを改むるに如くは無し。

真の「国民益」創出に向け、言葉（ロゴス logos）を駆使して公論すべく全国各地から選び出されし一人ひとりが、斯くなる「決断」を為し得てこそ、国権の最高機関にして唯一の立法機関と日本国憲法で謳われる、国民の負託に応える“考える葦”が集う国会たり得るのではありますまいか。

ピサの斜塔は世界遺産たり得ても、“傾城”（けいせい）は国家を滅ぼす。

往々にして形骸化し勝ちな「手続民主主義」の末に、捻れた中味の法律が成立したなら、それこそは匿名性に護られた官僚統治が跳梁跋扈する「官治」の弊害。より良き成果を **By name** で集う選良の気概と行動で生み出してこそ、真の民主主義と呼び得る「民治」の政治。

11 月 27 日（木）の参議院法務委員会で、国籍法「改正」に疑義有り、と 20 分間の質疑を行った私は、「DNA＝デオキシリボ核酸鑑定制度導入を明記した修正案」を議員提案すべく、既に参議院法制局の協力を得て具体的に作成しました。議員各位の深き御理解と御賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。

※日本国民から出生後に認知された子が届出に拠り、日本の国籍を取得する為には、父母の婚姻を要するとの国籍法の規定は違憲、との最高裁判所判決。